

宅地内排水ポンプ設備設置工事補助金交付要綱(R3.11.4)

ページ数	位置	改定箇所
P1	第1条	・個人または法人の家屋 ⇒個人または法人の集合住宅を含む家屋
P2	第4条 第1項	・排水ポンプ設備設置工事の補助金の額は、対象工事について上下水道局の積算基準に基づき算定した額と工事に要した経費とを比較し、いずれか低い額とする。ただし、当該額が80万円を超えるものについては、80万円とする。 ⇒排水ポンプ設備設置工事の補助金の額は、対象工事に要した経費とする。ただし、当該額が80万円を超えるものについては、80万円とする。
P2	第4条 第3項	・集合住宅の宅地内排水ポンプ設備設置工事に対する補助については、第1項の規定にかかわらず、別に定めるものとする。 ⇒削除(以下の項番号繰り上げ)
P2	第5条 第2号	(補助金の交付申請手続) ・見積書及びポンプ・ポンプ槽・制御盤の仕様書 ⇒見積書(第1号の2様式)及びポンプ・ポンプ槽・制御盤の仕様書

排水設備工事関係様式(R3.11.4)

様式名	改定箇所
宅地内排水ポンプ設備設置工事見積書(第1号の2様式)	新設